

新旧対照表（案）

神奈川県立の図書館の利用等に関する規則

新	旧
<p>第1条～第5条（略） （図書館資料の館外貸出し）</p> <p>第6条 図書館資料の館外貸出しを受けようとするものは、図書館カード交付申込書を教育長に提出して図書館カードの交付を受け、館外貸出しを受ける際にこれを提示するものとする。<u>ただし、図書館情報ネットワーク・システムに必要な事項を入力することにより、図書館カードに代えて、館外貸出しのための利用者番号（以下「利用者番号」という。）の交付を受けることができる。</u></p> <p>2 <u>図書館カード及び利用者番号（以下「図書館カード等」という。）</u>の交付を受けることができるものは、次に掲げるもの（そのものが前条各号のいずれかに該当する場合を除く。）とする。<u>ただし、利用者番号の交付にあつては、第1号及び第2号に掲げるものに限る。</u></p> <p>（1） 県内に居所又は住所を有する者 （2） 県内に事務所を有する官公署、会社等に勤務する者及び県内にある学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に勤務し、又は通学する者 （3） 前号に規定する官公署、会社等及び学校 （4） その他教育長が適当と認めるもの</p> <p>3 （略）</p> <p>第7条（略） （<u>図書館カード等</u>の失効）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>図書館カード等</u>を失効させることができる。</p> <p>（1） <u>図書館カード等</u>の交付を受けたものが、第6条第2項各号のいずれにも該当しなくなつたとき。 （2） （略） （3） <u>図書館カード等</u>の交付を受けた個人が、継続して3年間館外貸出しを受けなかつたとき。</p> <p>第9条～第15条（略）</p>	<p>第1条～第5条（略） （図書館資料の館外貸出し）</p> <p>第6条 図書館資料の館外貸出しを受けようとするものは、図書館カード交付申込書を教育長に提出して図書館カードの交付を受け、館外貸出しを受ける際にこれを提示するものとする。</p> <p>2 <u>図書館カード</u>の交付を受けることができるものは、次に掲げるもの（そのものが前条各号のいずれかに該当する場合を除く。）とする。</p> <p>（1） 県内に居所又は住所を有する者 （2） 県内に事務所を有する官公署、会社等に勤務する者及び県内にある学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に勤務し、又は通学する者 （3） 前号に規定する官公署、会社等及び学校 （4） その他教育長が適当と認めるもの</p> <p>3 （略）</p> <p>第7条（略） （<u>図書館カード</u>の失効）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>図書館カード</u>を失効させることができる。</p> <p>（1） <u>図書館カード</u>の交付を受けたものが、第6条第2項各号のいずれにも該当しなくなつたとき。 （2） （略） （3） <u>図書館カード</u>の交付を受けた個人が、継続して3年間館外貸出しを受けなかつたとき。</p> <p>第9条～第15条（略）</p>